

1963年3月20日(第2回目)

1. 開議並びに散会時間(午前10時32分~午後9時15分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	稻嶽正康	9番	安里安明	10番	又吉正弘
11番	石川一繁	12番	大川昇	13番	伊佐真尋
14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌	16番	宮里敏行
17番	伊佐貞壽	19番	武島行男	20番	仲村盛光
2番	古波藏清次郎				

3. 欠席議員は次のとおりである。

8番 石田英正 18番 申里幸助

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村春勝 助役 具屋真徳 収入役 仲村春松
経営課長 松川正義 財政課長 当山全喜 経済課長 沢瀬安一
建設課長 島袋昌憲 水道課長 具里裕俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋謙 伊佐正義

6. 議事日程は次のとおりである。

議程第1. 陳情第3号、行政区画設置審処方について。

議程第2. 陳情第4号、行政区画設置審処方について。

議程第3. 報告第1号、行政区画設置特別委員会の審査報告(諮問第1号、行政区画設置議程の設定について)

議程第4. 報告第2号、行政区画設置特別委員会の審査報告(陳情第2号、行政区画設置審処方について)

1963年3月30日(第2回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時32分~午後9時15分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次富 盛信	5番	石川 真六	6番	仲村 春果
7番	稻嶺 正康	9番	安里 安明	10番	又吉 正弘
11番	石川 繁	12番	大川 升	13番	伊佐 真得
14番	仲村 喜永	15番	宮城 盛昌	16番	宮里 敏行
17番	伊佐 貞寿	19番	武島 行男	20番	仲村 盛光
21番	古波藏 清次郎				

3. 欠席議員は次のとおりである。

8番 石田 英正 18番 申里 幸助

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村 春勝 助役 吳屋 真徳 収入役 仲村 春松
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一
建設課長 島袋 昌兼 水道課長 奥里 将俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 譲 伊佐 正義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 陳情第3号、行政区画設置善処方について。

日程第2. 陳情第4号、行政区画設置善処方について。

日程第3. 報告第1号、行政区画設置特別委員会の審査報告(諮問第1号、行政区画設置規程の設定について)

日程第4. 報告第2号、行政区画設置特別委員会の審査報告(陳情第2号、行政区画設置善処方について)

議程第5、報告第3号、本土研修視察報告について。

議程第6、決議案第2号、干害対策委員会設置方要請決議について

7. 会 議 の 頃 未

議長～出席16名であります。市町村自治法第53条の規定によつて
議会は成立致しますので、只今より第2回の会議を開きます。
(午前10時32分)

議長～暫休憩致します。(午前10時33分)

議長～再開致します。(午前10時35分)

議長～議程第1、陳情第3号、行政区画設置署処方についてと、議程
第2、陳情第4号、行政区画設置署処方については相間連致し
ますので、一括して議題と致します。
本案は昨質疑の段階において総統審議になつておりましたので、引続き質疑を求めます。

議長～本件については、関係者を呼んでありますので、休憩をして關
係者の趣旨説明を聴取したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、休憩をして関係者の趣旨説明を聴取
することに致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時36分)

議長～再開致します。(午前11時35分)

議長～12番議員の出席を報告す。

議長～これを以つて関係者の趣旨説明を終ることに致します。

佐真下区長～陳情第3号；行政区画設置署処方については撤回したいと
思ひますので、直しくお願ひ致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時37分) 緒の言ふとおりに原動

議長～暫休憩致します。(午前11時37分) 緒の言ふとおりに原動

議長～再開致します。(午前11時38分) 退室について

日程第5. 報告第3号、本土研修視察報告について。

日程第6. 決議案第2号、干害対策委員会設置方要請決議について

7. 会議の頃未

議長～出席16名であります。市町村自治法第53条の規定によつて
議会は成立致しますので、只今より第2日の会議を開きます。
(午前10時32分)

議長～暫休憩致します。(午前10時33分)

議長～再開致します。(午前10時35分)

議長～日程第1. 陳情第3号、行政区画設置善処方についてと、日程
第2. 陳情第4号、行政区画設置善処方については合調連致し
ますので、一括して議題と致します。
本案は昨日質疑の段階において継続審議になつておりますので、
引き続き質疑を求める。

議長～本案については、関係者を呼んでありますので、休憩をして關
係者の趣旨説明を聴取したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、休憩をして関係者の趣旨説明を聴取
することに致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時36分)

議長～再開致します。(午前11時35分)

議長～12番議員の出席を報告す。

議長～これを以つて関係者の趣旨説明を終ることに致します。

佐真下区長～陳情第3号、行政区画設置善処方については撤回したいと
思いますので、宣しくお願ひ致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時37分)

議長～再開致します。(午前11時38分)

議長～只今陳情者より、陳情第3号、行政区画設置善処方については撤回したいとのことであります。撤回して良いかどうかお語り致します。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～5番議員の出席を報告す。

議長～御異議がないものと認め、陳情第3号行政区画設置善処方については、撤回することに致します。

議長～お語り致します。陳情第4号行政区画設置善処方については、質疑の段階において継続審議に付したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、陳情第4号、行政区画設置善処方については、質疑の段階において継続審議と致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時39分)

議長～再開致します。(午後2時8分)

議長～日程第3、報告第1号行政区画設置特別委員会審査報告書(議案第11号、行政区画設置規程の設定について)

日程第4、報告第2号、行政区画設置特別委員会審査報告書(陳情第2号、行政区画設置善処方について)は関連致しますので、一括して議題と致します。

本案については、質疑の段階において難読審議になつておりましたので、作員に引き続き質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午後2時14分)

議長～4番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午後4時)

議長～只今定刻4時であります。日程が未だ終つておりませんので、障害延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～只今陳情者より、陳情第3号、行政区画設置善処方については撤回したいとのことであります。撤回して良いかどうかお語り致します。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～5番議員の出席を報告す。

議長～御異議がないものと認め、陳情第3号行政区画設置善処方については、撤回することに致します。

議長～お語り致します。陳情第4号行政区画設置善処方については、質疑の段階において継続審議に付したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、陳情第4号、行政区画設置善処方については、質疑の段階において継続審議と致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時39分)

議長～再開致します。(午後2時8分)

議長～日程第3、報告第1号行政区画設置特別委員会審査報告書(諮問第11号、行政区画設置規程の設定について)
日程第4、報告第2号、行政区画設置特別委員会審査報告書(陳情第2号、行政区画設置善処方について)は関連致しますので、一括して議題と致します。
本案については、質疑の段階において継続審議になつておりますので、作目に引き続き質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午後2時14分)

議長～4番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午後4時)

議長～只今定刻4時であります。日程が未だ終つておりませんので、時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

議長～質体懇致します。(午後4時1分)

議長～再開致します。(午後4時50分)

議長～これを以て委員長に対する質疑を終ることに致します。

5番～この附帯意見の中に来期の予算年度中に現在行なわれている委託制度については、再質問すると云うような内容であります。この問題と関連して今まで審査を行つて来た、委員会で私が来期の予算年度中に現在行なわれている委託制度は、今後も続行するかどうか、再質問する者へがあるかどうかを質問した途、市長は再質問をする考え方であると云うふうな答弁をされておりますが、現在においても、それに覆りはありませんか。

市長～現在の制度については、再質問する考え方であります。

議長～本案は陳情第4号とも関連致しますので、質疑の段階において総統審議に付すことにしておきます。

議長～先に総統審議になつております陳情第4号、行政区域設置審处方についてを議題と致します。
本陳情については、質疑の段階において総統審議になつておりますので、引続き質疑を願います。

4番～該陳情は当局にも来ていて云うことであります。此の文面の中にある冷却期間について、当局の見解を伺いたい。

市長～陳情者に聞いたら、良く話し合つてこれがうまく行くように準備の期間をあたえてほしいと云うことがあります。

4番～準備期間と云うことがあります。この請願書が答申されると、直ぐその仕事に取りかかると思いますが、その準備期間をどの程度置けば両方を合併する事が出来るか。

市長～その期間は何時まであるかは聞いておりません。

3番～陳情第4号の内容を検討された幸どうか、つまり陳情の内容は從来の部落をそのまま設置して呉れとのことだと思うが、(了承なしと存るものあり)

議長～御異がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

議長～暫休憩致します。（午後4時1分）

議長～再開致します。（午後4時50分）

議長～これを以つて委員長に対する質疑を終ることに致します。

5番～この附帯意見の申に来期の予算年度中に現在行なわれている委託制度については、再諮問すると云うような内容であります。この問題と関連して今まで審査を行つて来た。委員会で私が来期の予算年度中に現在行なわれている委託制度は、今後も統行するかどうか、再諮問する考へがあるかどうかを質問した処、市長は再諮問をする考へであると云うふうな答弁をされておりますが、現在においても、それに変りはありませんか。

市長～現在の制度については、再諮問する考えであります。

議長～本案は陳情第4号とも関連致しますので、質疑の段階において継続審議に付すことに致します。

議長～先に継続審議になつておりました陳情第4号、行政区画設置善処方についてを議題と致します。
本陳情については、質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引き続き質疑を願います。

4番～該陳情は当局にも来ていると云うことではありますが、此の文面の申にある冷却期間について、当局の見解を伺いたい。

市長～陳情者に聞いたら、良く話し合つてこれがうまく行くように準備の期間をあたえてほしいと云うことであります。

4番～準備期間と云うことでありますが、この詰問案が答申されると、直ぐその仕事に取りかかると思いますが、その準備期間をどの程度置けば両方を合併する事が出来るか。

市長～その期間は何時までであるかは聞いておりません。

3番～陳情第4号の内容を検討されたかどうか。つまり陳情の内容は従来の部落をそのまま設置して呉れとのことだと思うが。

市長～陳情第3号を出して、これが出来なければ、これにしてもらいたと云うことで、陳情第4号が出来ている。に付いては、

議長～暫休憩致します。（午後5時）

議長～再開致します。（午後5時3分）

3番～佐真下の区長からも説明がありました様に、当届案は佐真下を2ヶ所する形になつてはいるが、それでは困ると、是非合併するには部落一丸となつて合併せねばいかないと云う事ではないかと思うが、その場合はの対立感覚が出来ないかどうか。
従来感覚的になつていたので、部落を離集してから合したいとの意向のようですが、その点について、どうお考えになるか

市長～お互いに良く話し合えば、良くなるのであつて、悪くはならないと思います。

議長～暫休憩致します。（午後5時10分）

議長～再開致します。（午後5時50分）

4番～行政区画を再編しようと云う意よくをそん重しまして、問題になる部落においては、或一定期間（3ヶ月～6ヶ月）内において、元々処理してもらような事を認めてやつたらと思います。

5番～区画については、従来の境界線を分明なる線でやると云う事であります、最も分明なる線と云う事と、人口等も考えてやると思うが、今ラッの線が出て、委員会も見ておりますが、委員会の線がはつきりした線であると思うので、委員会案を強調したいと思います。

議長～陳情第4号については、質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか・

（異議なしと呼ぶものあり）

議長～御異議がないものと認め、本陳情に対する質疑を打切ることに致します。

議長～陳情第4号、行政区画設置審処方についてを、採択するかどうかお語り致します。

議長～陳情第4号、行政区画設置審処方を採択するかどうか、であります。この件を採択するか否かを採択権限であります。

議長～採択することに御異議ございませんか・

市長～陳情第3号を出して、これが出来なければ、これにしてもらいたと
云うことで、陳情第4号が出されている。

議長～暫休憩致します。（午後5時）

議長～再開致します。（午後5時3分）

3番～佐真下の区長からも説明がありました様に、当局案は佐真下を2
分する形になつてはいるが、それでは困ると、是非合併するには
部落一丸となつて合併せねばいかないと云う事ではないかと思う
が、その場合従来の体立感情が出ていかどうか。
従来感情的になつていたので、部落を結集してから合したいとの
意向のようですが、その点について、どうお考えになるか

市長～お互に良く話し合えば、良くなるのであつて、悪くはならないと
思います。

議長～暫休憩致します。（午後5時10分）

議長～再開致します。（午後5時50分）

4番～行政区画を再編しようと云う意よくをそん重しまして、問題にな
る部落においては、或定期間（3ヶ月～5ヶ月）内において、
充分処理してもらような事を認めてやつたらと思います。

5番～区画については、従来の境界線を分明なる線でやると云う事であ
りますが、最も分明なる線と云う事と、人口等も考えてやると思
うが、今3つの線が出て、委員会も見ておりますが、委員会の線
がはつきりした様であると思うので、委員会案を強調したいと思
います。

議長～陳情第4号については、質疑を打切りたいと思いますが、御異議
ございませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

議長～御異議がないものと認め、本陳情に対する質疑を打切ることに致
します。

議長～陳情第4号、行政区画設置善処方についてを、採択するかどうか
お諮り致します。

議長～採択することに御異議ございませんか。

（議長）アドバイスを受けておられた事で、それが根柢でござるが、それでいなければ、何處か別の立場で、お話をされた事がある事であります。

（異議なしと呼ぶものあり）

議長～御異議がないものと認め、陳情第4号、行政区画設置審査方についてを、採択すると共に決定致します。

議長～先に総統審議になつておりました、報告第2号（原稿第2号、行政区画設置審査方について）を議題と致します。本件につきましては、質疑の段階において総統審議になつておりましたので、引き続き質疑を願います。

議長～暫休憩致します。（午後9時58分）

議長～再開致します。（午後9時57分）

議長～質疑はありませんか、なければ質疑を打切たいと思ひますが、

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～では報告第2号（原稿第2号、行政区画設置審査方について）を議題と致します。

議長～質問になりますが、この件はおどりでござりますが、

4番～委員会案に賛成であります。よつて本原稿は採択すべきであると云うことであります。そこで、この件はおどりでござりますが、その理由を申し上げますと、本陳情の趣旨は市當局が行う處の行政区の再編にともなう地域住民の要望であります。この陳情の趣旨を検討した場合に、今後の行政運営に対しまして、当局の裏通りやられた場合は必ず行政の運営に支障を来たすと、専推進社会の活動が、その当局案に決定した場合に相当懸念になるおそれがあると云う様な理由も上げられております。そこで委員会も此の実状をつぶさに調査致しました。此の陳情を採択する事によつて今後の行政効率があがると、それにもなつて地域住民の利便を図ると云う種な問題になつて、この陳情が妥当な陳情であると云う趣に受け取つたわけであります。従いまして、この陳情は採択すべきである。

議長～外にありませんか、なければ討論を切り替へたいと思うが、

（異議なしと呼ぶものあり）

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、陳情第4号、行政区画設置善処方についてを、採択することに決定致します。

議長～先に継続審議になつておりました、報告第2号（陳情第2号、行政区画設置善処方について）を議題と致します。
本案については、質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引き続き質疑を願います。

議長～暫休憩致します。（午後5時58分）

議長～再開致します。（午後6時17分）

議長～質疑はありませんか、なければ質疑を打切たいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～では報告第2号（陳情第2号、行政区画設置善処方について）討論を求めます。

4番～委員会案に賛成であります。よつて本陳情は採択すべきであると云うことであります。

理由を申し上げますと、本陳情の趣旨は市当局が行う處の行政区の再編にともなう地域住民の要望であります。この陳情の趣旨を検討した場合に、今後の行政運営に対しまして、当局の案通りやられた場合は末端行政の事務処理に支障を来たすと、尚地域社会の活動が、その当局案に決定した場合に相当低調になるおそれがあると云う様な理由も上げられております、そこで委員会も此の実状をつぶさに調査致しました、此の陳情を採択する事によつて今後の行政効果があがると、それにともなつて地域住民の利便を図ると云う様な問題になつて、この陳情が妥当な陳情であると云う様に受け取つたわけであります。従いまして、この陳情は採択すべきである。

議長～外にありませんか、なければ討論を切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議長～では報告第2号、(陳情第2号行政区画設置審査方について)を表換に付します。

議長～委員会案通り採択することに御異議御座いませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、報告第2号(陳情第2号、行政区画設置審査方について)を委員会案通り採択することに決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後6時24分)

議長～再開致します。(午後6時26分)

議長～先に総統答辯になつておきました、報告第1号(諮問第11号行政区画設置規程の設定について)を議題と致します。
本案については、質疑の段階において総統答辯になつておられたので、引き続き質疑を願います。

1番～本案については、質疑も大体つくされたと思いますので、質疑打切の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました、動議のとおり質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないので、本案に対する質疑を打切ることに致します。

13番～修正動議を提出致します。
陳情第4号、行政区画設置審査方陳情については、先に採択されましたので、当然修正されるべきであると思います。
委員会案からすると学校入口からとなつておりますので、陳情通り委員会案を一部修正したい。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しま

議 長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議 長～では報告第2号、(陳情第2号行政区画設置善処方について)を表決に付します。

議 長～委員会案通り採択することに御異議御座いませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、報告第2号(陳情第2号、行政区画設置善処方についてを委員会案通り採択することに決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後6時24分)

議 長～再開致します。(午後6時26分)

議 長～先に継続審議になつておりました、報告第1号(諮問第11号行政区画設置規程の設定についてを議題と致します。
本案については、質疑の段階において継続審議になつておりますので、引き続き質疑を願います。

1 番～本案につけては、質疑も大体つくされたと思いますので、質疑打切の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました、動議のとおり質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないので、本案に対する質疑を打切ることに致します。

13番～修正動議を提出致します。

陳情第4号、行政区画設置善処方陳情については、先に採択されましたので、当然修正されるべきであると思います。

委員会案からすると学校入日からとなつておりますので、陳情通り委員会案を一部修正したい。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しま

議長～本件の審査の結果、審査委員會に送付を爲めました。

議長～暫休憩致します。(午後6時40分)

議長～再開致します。(午後6時45分)

議長～委員会案を一部修正する案に対して質疑を求めます。

13番～この案は陳情書の処理方法の理由で否されたのか、それとも此れを加えて修正案として否されたのか。

13番～陳情第4号、岩政区画設置審處方については、先に採択されましたので、当然修正すべきである。

議長～外にありませんか、なければ質疑を打切りたいと思いますが。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～では、本件の審査の結果を報告いたします。(午後6時58分)

議長～暫休憩致します。(午後6時58分)

議長～再開致します。(午後7時)

議長～では委員会案の一部を修正する案に対する討論を求めます。

19番～委員会の一部修正案、委員会の一部修正案の一部修正案、原案に対して反対であります。

理由は原案を始め、この区画をされたものを見ますと、あくまでも地域性と、地域性はむかしながらのしゆう落を単位とした她的いわゆる字を単位にしてやつていると、又分明なる縦と云う事をかけげてありますが、併たして区画されたものが分明なる縦であるかどうかと、それに對し疑問をもつております。これは從来の未端行政の有り方、それはエッのしゆう落を単位としたもので、未端行政はおんぶされたかつこうである。この部落を単位とした部落自治と云う事は昔來非常に疑問をもつていますと申し上げますのは、この部落において、個人的なつながりがあつて、未端行政に利潤あつたといふかつこうになつていますが、今後このしゆう落がすべてにおいて、むかしから云う他の寄り合い世帯と云う事がかみにくが非常にあるとみて、現在の改正案を

した。

議長～暫休憩致します。（午後6時40分）

議長～再開致します。（午後6時55分）

議長～委員会案を一部修正する案に対して質疑を求めます。

9番～この案は陳情書の処理方法の理由で否されたのか、それともこれを加えて修正案として否されたのか。

13番～陳情第4号、行政区画設置審議方については、先に採択されましたので、当然修正すべきである。

議長～外にありませんか、なければ質疑を打切りたいと思います。

（異議なしと呼ぶものあり）

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～暫休憩致します。（午後6時58分）

議長～再開致します。（午後7時）

議長～では委員会案の一部を修正する案に対する討論を求めます。

19番～委員会の一部修正案、委員会の一部修正案の一部修正案、原案に対して反対であります。

理由は原案を始め、この区画をされたものを見ますと、あくまでも地域性と、地域性はむかしながらのしゆう落を単位とした処のいわゆる字を単位にしたやつていると、又分明なる線と云う事をかけてありますが、はたして区画されたものが分明なる線であるかどうかと、それに対し疑問をもつております。

従来の末端行政の有り方、それはユウのしゆう落を単位とした処のもので、末端行政はおんぶされたかつこうである。この部落を単位とした部落自治と云う事は将来非常に疑問をもつていますと申し上げますのは、この部落において、個人的なつながりがあつて、末端行政に利用されたというかつこうになつていますが、今後このしゆう落がすべてにおいて、むかしから云う処の寄り合い世帯と云う様なかんかくが非常にあると。

今後の行政運営をする上において、こう云ふ状態にしたことが、はたして妥当かどうか、疑問をもつております。
今後の末端行政の有り方を考えた場合1つは単独地域、或は隣組と云う様な小さい組織を作りまして、そこに班長、或は自治会長と云う有り方で末端行政はスムースに行くと思つております。
行政区画をして、これほどあるとしないでも良いと思うのであります。

13番～私の見た所では、そう長い期間ではないと考えます。佐真下区長、一般の気を静める間、わずかの間だから考慮してくれと云う内々の相談もありましたので、近い将来実現原とユウになると云うことを私は確信して委員会の一部修正案を一部修正することに賛成します。

1番～本市を区画して行政を行う事については、本問題の重要性から特別委員会を構成して同委員会に附託になつておりますが、同委員会の審査の結果、本議会に提出された報告書の通り、その審査を経て來たのであります。

私はこの委員会に属している1人として、同委員会の修正案の一部修正案に対し察して自己の意に反する意味をもつて反対をするものであります。本論に入る前に、当報告書には留保した少數意見はなかつたとなつておりますが、これにつきましては少々事情を聰明申し上げなければなりませんが、当委員会では、終始一貫原案及び修正案に対し反対して來たものであります。はなはだ愚念な事に当委員会が採決を行つた3月19日、16日の委員会に欠席したため、自己の意見が保留されず、該報告書の通り留保された少數意見はなかつたと云う報告書の結果になつております。この点あらかじめ御了承願いたいと思います。

さて委員会はこの案件を如何なる方法で審査したか、先ず行政区を設置するその意義をほり下げて検討を加えたのでありますが、この根本問題について御説明申し上げたいと思います。
該委員会に附託された案件が、去つた2月の諮問内容の答申紅よつて成立したものである以上、区画すると云う自提条件を加えて、審査を広げる事は当委員会の越権行為である考え方と、更に区画そのものは、末端行政のしん選と施政に対する市民の意志を反映せしめて末端行政事務の便宜を圖り、市行政能力を高めると云う根本理念である以上、その根本問題を極端に区画する事は自体は極めて悪く、むしろ本問題の性格から当然ほり下げて審査するを云う考え方になつて、各議員のお互調査した所、審査問題を根本的に審査すると云う事になつたのであります。いかゞかる段々の通りでなくとも委員会を承認しまして、報告書にある通り那須市、コザ市

今後の行政運営をする上において、こう云ふ状態にしたことが、はたして妥当かどうか・疑問をもつております。

今後の末端行政の有り方を考えた場合1ヶの単独地域、或は隣組と云う様な小さい組織を作りまして、そこに班長、或は自治会長と云う有り方で末端行政はスムースに行くと思つております。

行政区画をして、ことはこうであるとしないでも良いと思うのであります。

13番～私の見た所では、そう長い期間ではないと考えます。佐真下区民、一般の気を静める間、わずかの間だから考慮してくれと云う内々の相談もありましたので、近い将来真栄原と1ヶになると云うことを私は確信して委員会の一部修正案を一部修正することに賛成致します。

1 番～本市を区画して行政を行う事については、本問題の重要性から特別委員会を構成して同委員会に附託になつておりますが、同委員会の審査の結果、本議会に提出された報告書の通り、その審査を経て來たのであります。

私はこの委員会に属している1人として、同委員会の修正案の一部修正案に対しまして自己の意に反する意味をもつて反対をするものであります。本論に入る前に、当報告書には留保した少數意見はなかつたとなつておりますが、これにつきましては少々事情を説明申し上げなければなりませんが、当委員会では、終始一貫原案及び修正案に対し反対して來たものであります。はなはだ残念な事に当委員会が表決を行つた5月15日、16日の委員会に欠席したため、自己の意見が保留されず、該報告書の通り留保された少數意見はなかつたと云う報告書の結果になつております。この点あらかじめ御了承願いたいと思います。

さて委員会はこの案件を如何なる方法で審査したか、先ず行政区を設置するその意義をほり下げる検討を加えたのであります。この根本問題について御説明申し上げたいと思います。

該委員会に附託された案件が、去つた12月の諮問内容の答申によつて成立したものである以上、区画すると云う前提条件を加えて、審査を広げる事は当委員会の越権行為である考え方と、更に区画そのものは、末端行政のしん透と施政に対する市民の意志を反映せしめて末端行政事務の便宜を図り、市行政能力を高めると云う根本理念である以上、その根本問題をほり下げる区画する自体適切であるが、更に外に良い制度はないかどうか検討すること自体は何んだ越権でなく、むしろ本問題の性格から当然ほり下げる審査すると云う考え方になつて、各委員のお互調査した処、本問題を根本的に審査すると云う事になつたのであります。

かくして委員会と致しましては、報告書にある通り那覇市、コザ南

における末端行政がどのように取り扱かされているか、その観察になつたのであります。その結果は委員長の報告にもありましたので、詳細については、はぶきますが、那覇市においては以前から末端行政区画はしてなく、コザ市の場合も来る7月1日以降これを廃止して担当官制度の採用にふみ切る事になつており、各市とも区長制度廃止に伴う改革及び機構の前提としては、何等社会的な動向はどうともなはなかつたと云う事で、特に本件については、付け加えておきます。行政区画を画して従来の機構、末端行政を行はしめる方法と直接市長任命の末端行政官の方法と2つの問題があることにしよう点をしづら審査を進めました処、その2つの解しやすくを次のとおりやつたわけであります。本件については、その法的用語の適と、解しやすくの適については、別として、同審査の方法でありますので特に承認を願います。

先づ前者の末端行政区画を設置して、末端行政を行うことの意義であります。この問題については、本諮問案件のしめる意義のもので、一定の地域を区画し、その地域に居住している住民の意義に基づき、末端行政の実態をその自治体と直結した市行政の機構を図ると云うのが、そのこつしに立つてあり、その行政担当官は当然その地域住民から選ばれるもので、市長が直接任命出来ないものである従つて去つた議会に提出されました区長制度廃止に伴う取り扱いについての諮問案件の中の区長制度に替えるべき案件の第1案に該当するものである。従つてその前にはそのものの維持が大きく比重をしめて、区画、制度共に表裏一体をなすものであり、その2、3、4の案の担当官と云うのは考えられないと云う事であります。

処が後者におきましては、市直接任命の担当官を置く場合には行政区を画さなくても良い。行政を行うための受持担当区であつて、市の考え方では担当区の変更は容易になし得ると。

採用する場合は当初から行政区画する必要は全く考えられないと云う前者と相対する意義づけをなして、その意義に基づいて当委員会は、5月16日まで審査を続けたのであります。

以上2つの考え方を定義づけて来た調査上、私の論旨もこれに成り立つていて、充分御了解願いまして、本論に入ります。

先づ本諮問案の行政区画設置について論評を加えたいと思ひます。本規定の第1条に本市は福島増成のしん透と、市政に対する市民の意志反映を図り、事務処理を便宜にするため、市全域を適宜に区画し、末端行政地区を制定するとあり、末端行政区の確立を先づ区画する事に重点を置いて、その区画の上に制度を求むべく、第3条に市行政を執行するために各地区に行政担当官を配置し、又は委託の必要がある場合は別に定める処により市長が、これを置く事が出来

るとうたわれてあるが、この第1条と第3条の関連から考えますと第1条の区画設置そのものは不動のものとして、半恒久的な意義を含

め、行政機構の制度そのものは行政区の上にいくと改正し、立てるに云うことが出来るに云うことに似たる、区画あつての制度と云う本議題の意義がうたがわれる所以であります。しかしながら委員会におきましては、行政区の意義及び担当区の意義を必ずと登録解しやすくしてあり、その見地から改しますと、行政区画の上に担当官制度は考えられなくなる。

担当官制度に行政区設置は考えられないと云う論議になつてゐるので、本議題はむじゅんする事承わかるのであります。

実際問題として、末端行政機構制度が優先されるべき性質のもので制度の有り方加幅によつては、この担当的の設置の内容が更に変更する事は、白明の理由であります。末端行政機構の確立を期すには、その制度を先に確立すべきであります。その制度にもつとあ達した区画をなすのが順をおこうた考え方と思ふのであります。従つて区画設置の本議題も先づ制度の有り方を何にすべきで、該議題には賛成出来ないのです。

この考え方につきましては、執行当局の考え方についても、うなづける点があります。即ち当局も区画の成立前に制度の有り方を考えておつた事実が御座います。委員会でその考え方を参考意見として開いた處、契約には区画を設定する旨提条件としてでは、現状の委託契約制度を存続せしめると云う事を委員会において要請してゐる所であります。即ち執行当局は末端行政機構の制度については、固定かん念をもつていて、それに順じた区画を出したものと考へられるのであります。さてここに去つた12月の本会議に於いて答申した区長制度に替えるべき制度の第5案、委託契約制度の用意につきましては、現段階における暫定的制度として認められたものであります。また、本年7月以降は新しい制度が打ち出されるべく準備してあるが、7月以降より施行される半永久的本市の末端行政機構の有り方において、暫定的有り方の委託制度を継続採用する事は、本市機構改革の千載一遇のチансを失い市行政の前途を占めらるものとして誠にいかんに思つておる次第で御座います。

更に同報告の附表意見として来年予算年度中に制度の有り方について吾校討を加え、本議会に諮詢する事を要望し、委員会においても市長の考え方を確認しております。その直前のため東京をいく度も余儀なく詰行されると云う事は入心の不安を感じさせて、ひたすらに行政機能をマヒせしめる結果ともなりますので、併し本施策とはいえないであります。

では次に諸内容の行政区画そのものについて詳説したいと思います。区画制度そのものは、既に母法でも從來施行されたものとが全面的に削除されておりまして、区画そのこと自体及び区画制度をもうけること自体を全面的に廢止する措置をあたえているのであります。政府の方針をしまして政令区画監察区画制度の有り方に付いては、母法に示めされた通り、との限り解除しないが、問題が長

め、行政機構の制度そのものは行政区の上にいくらでも改正し、立てるに云うことが出来ると云うことになり、区画あつての制度と云う本規程の意義がうたがわれるのです。しかしながら委員会におきましては、行政区の意義及び担当区の意義をおのずと分明解しやすくしてあり、その見地から致しますと、行政区画の上に担当官制度は考えられなくなる。

担当官制度に行政区設置は考えられないと云う結論になつているので、本規程はむじゅんする事がわかるのです。

実際問題として、末端行政機構制度が優先されるべき性質のもので制度の有り方如何によつては、この担当官的の設置の内容が変更する事は、白明の理由であります。末端行政機構の確立を期するには、その制度を先に確立すべきであります。その制度にもつとも適した区画をなすのが順をおこうた考え方と思うのです。従つて区画設置の本規程も先づ制度の有り方を何にすべきで、該規程には賛成出来ないであります。

この考え方につきましては、執行当局の考え方についても、うなづける点があります。即ち当局も区画の成立前に制度の有り方を考えておつた事実が御座います。委員会での考え方を参考意見として聞いた處、実質的には区画を設定する前提条件としては、現状の委託契約制度を存続せしめると云う事を委員会において表現しているであります。即ち執行当局は末端行政機構の制度については、固定かん念をもつていて、それに順じた区画案を出したものと考えられるであります。さてここに去つた12月の本会議において答申した区長制度に替えるべき制度の第5案、委託契約制度の採用につきましては、現段階における暫定的制度として認めたものであります。本年7月以降は新しい制度が打ち出されるべく期待した設定であつたが、7月以降より施行される半恒久的本市の末端行政機構の有り方において、暫定的有り方の委託制度を継続採用する事は、本市機構改革の千載一遇のチヤンスを失い市行政の前進を停とんせしめるものとして誠にいかんに思つておる次第で御座います。

更に同報告の附帯意見として来期予算年度中に制度の有り方について再検討を加え、本議会に諮問する事を要望し、委員会においても市長の考え方を確認しております。その短期間のために改革をいく度も余宣なく施行されると云う事は人心の不安をじよ疊せしめて、ひたすらに行政機能をマヒせしめる結果ともなりますので、けん明な施策とはいえないであります。

では次に諮問内容の行政区画そのものについて詳説致したいと思います。区画制度そのものは、既に母法でも従来施行された108条が全面的に削除されておりまして、区画そのこと自体及び区長制度をもうけること自体を全面的に廢止する指針をあたえているであります。政府の方針としましては、区画及び区長制度の有り方については、母法に示めされた通り、この限り廢除したいが、問題が長

年の慣習から生まれたもので、これを一举に改廻する事は非常に困難をともなうので、一応これに替るべき制度の指針をあたえているものの、あくまでも可能な近き将来において、本制度を改善してほしいと云う意向の指針をあたえているのであります。

私の個人的見解と致しましては、行政区と云うものは、結局2項にうたわれました従来の市町村が単位となるべきものであります。その下に更に細分化した末端行政区をもうけ、特に構成区毎に見られる部落首長的性格を得た区長に替るべき制度をそのまま継続することは、市政そのものが直接市民に及ぼさない結果からします。現在の自治機構にそぐわないものであると考えております。末端行政区がおのづと明確に分限された、細密行政区のためその限られた地域住民と行政そのものが日常生活の利害得失と直接結びつきまして、地域住民の生活のおゆみが、せばめられて住民の生活にブレーキをかけの結果、謀落式の強化をうながされまして村一部族の行為。或は政治ボスの増員をうながすのではないかと考えます。従つて終てが部落中心主義となり、セクト主義となるおそれがある。部落代表の選出そのもの自体に対しましても非常に判然としないものであります。形式は部落代表でも実際の選出に当りますは、その範囲、質量ともにかなりせばめられましておまけに部落或は地域住民の圧力がかかりまして、なかばぎせい的な考え方で就任しているものが実状でございます。

それに対する身分保償の規程も全く御座いません。一応任命されたものの所定の任期を終りますと、又自然的に解任されると云う結果になります。戦後から現在に至るまで相当のぎせい者が出ていると云う事を私に聞いております。

このことは全く個人の個人の権利を無視した選任であり、今後かかる制度下で部落代表の選出がずっと継続出来るかと云う点についてははなはだ疑問をもつてゐるものであります。尚区画そのものは、以前からの末端行政区の制度をそのまま答申したものであり、以前の交通機関及びその機能の未発達の段階におきましては、住民の活動が必然的に部落中心になります。定められていた関係で字中心の生活様式を得まして、末端行政の有り方の意義もあつたものと思考されますが、既れに20世紀の現代においては、高度に発達した交通機関及び機能の確立を見せる現在、特に市昇格に伴う新機構を確立すべき段階に到着している現代において、旧態の制度を存続することは、時代の要求に逆行するものであり、かような制度は日本本土におきましては、もはやどこの県においても存続してないと云う事を聞いております。本島におきましては、先に申し上げましたように那覇市はかなり以前から、コザ市も7月1日から本問題を執行する段階になつております。

さて、かのような社会の習性において、市に昇格して新たな進を

とげんとする当市が日懇にれんれんと致しまして、進行改革に難じゆうすることは、今後のあらゆる制度前進の抵とうするものと感想いたします。

委員会と致しましては、可能な限り担当官制度の採用を希望表団したわけでござりますが、現状において執行不能との当局の見解によりまして、当委員会の報告はありました様な修正案の結果になつてゐるものと私は考えております。この中で、さういふことで私は先にも申し述べました處に千載一遇の改革費を失なはないよう当局の積極的な意よくをもちまして末端行政機構を今後充分にほり下げる所討し、あらゆる資料を収集し、これを元請して本市の行政◆にくいを残さぬ様、恒久的末端行政機構を確立する誓願するものでございます。

従つて、原案並びに委員会の一部修正案、委員会の一部修正案を一部修正する案につきましては、反対意見を表明致しまして恒久的制度が確立するまで現状を維持する。

4番～過度を含めて現在場合に直ぐ勢い行政区を撤廃すると云う事はあえて末端行政を図業させる結果にもなりかねないと云つた様な不安を抱つております。それと同時に創成の改革或は改署がなされる上においても公会堂その他の地域の社会活動を前提とした他の地域の区域はなさればならないと云うふうに想考いたしております。行政区を撤廃した場合、4、5年前から行政区の再編を早急にやるべきだと云つた様な世論にもとづいて当局と致しましてもあらゆる角度から検討して、その世論に答えるべく、今回の行政区の再編だという様な必要からして、ある一定の期間を合意的行政区画の再編によつて行政事務を効率高率的に運営して、その間に当局もあらゆる資料にもとづいて検討をなし、現機構が不備の処は徹底的に検討し、自治法の一部改正された精神にのつとつて、今後はやるべきだと、そこで委員会の上の問題にわたる末端行政の有り方についても当局に対し、資料を提供し、こうあるべきだと云う指針を申し出であります。この辺で、この委員会の修正案でありますと、その修正案に更に一部を修正している末修正案でありますと、先程の陳情にもありました通り、当初の陳情においては、当局の基準に対して行政の区分計に対し真向から反対をするんだと云つた様なつもりであつましたが、幹部の方々が良く認識して戴きましたと、1人吾々区域の人が反対をするを云う様な事はゆるされることではないと云つた如ほしめしをもつて、これからもその政治に対して或は行政に対して意よく的な協力懇親をしこうと、協力して行くからと云つた謹いを戴いた場合には、或程度今後の地域の協力によつてしか行政は行われないと云う様な立場に立つわ計であります。

そこで委員会の審査の過程におきましてこの様な陳情が出ておりますならば、それを加味して検討を加え、或程度の住民のその誠

とげんとする当市が旧態にれんれんと致しまして、進行改革に難じゆうすることは、今後のあらゆる制度前進の抵抗するものと思考いたします。

委員会と致しましては、可能な限り担当官制度の採用を希望表明したわけでございますが、現状において執行不能との当局の見解によりまして、当委員会の報告にありました様な修正案の結果になつているものと私は考へています。

私は先にも申しのべました様に千載一遇の改革冒を失なはないよう当局の積極的な意よくをもちまして末端行政機構を今後充分にほり下げて検討し、あらゆる資料を収集し、これを究明して本市の行政もくいを残さぬ様、恒久的末端行政機構を確立する様要望するものでございます。

従つて、原案並びに委員会の一部修正案、委員会の一部修正案を一部修正する案につきましては、反対意見を表明致しまして恒久的制度が確立するまで現状を維持する。

4 番～現状をながめて見た場合に直ぐ勢い行政区を撤廃すると云う事はあえて末端行政を困難させる結果にもなりかねないと云つた様な不安を持つております。それと同時に制度の改革或は改善がなされる上においても公民館その他地域の社会活動を前提とした處の地域の区域はなければならないと云ふうに思考いたしております。行政区を撤廃した場合、4、5年前から行政区の再編を早急にやるべきだと云つた様な世論にもとづいて当局と致しましてもあらゆる角度から検討して、その世論に答えるべく、今回の行政区の再編だという様な必要からして、ある一定の期間を合理的な行政区画の再編によつて行政事務を効果高率的に運営して、その間に当局もあらゆる質料にもとづいて検討をなし、現機構が不備の處は徹底的に検討し、自治法の一部改正された精神にのつとつて、今後はやるべきだと、そこで委員会の10冒間にわたる末端行政の有り方についても当局に対して、資料を提供し、こうあるべきだと云う指針も申し出であります。

委員会の修正案でありますが、その修正案に更に一部を修正している本修正案でありますが、先程の陳情にもありました通り、当初の陳情においては、当局の施設に対して行政の区分けに対し真向から反対をするんだと云つた様なつもりであります。幹部の方々が良く認識して戴きまして、1人吾々区域の人が反対をすると云う様な事はゆるされることではないと云つたおぼしめしをもつて、これからその政治に対して或は行政に対して意よく的な協力態勢をしこうと、協力して行くからと云つた経いを認めた場合においては、或程度今後の地域の協力によつてしか行政は行わないと云う様な立場に立つわけであります。

そこで委員会の審査の過程におきましてこの斬新な陳情が出ておりますならば、それを加味して検討を加え、或程度の住民のその誠

意に対してはむくいる事が出来たんぢやないかと云うふうな事を考えられます、そこで本修正案に対する一部修正案に対して賛成を表明し、そして附帯意見の通り次年度中ににおいて根本的な問題として、当局並びに議会も検討を加え、先程反対意見もありました通り、本市の行政機構が確立され、もつとも効果的な行政が執行される様希望を致しまして、本修正案の一部を修正する案に対して賛成するものであります。

議長～暫休憩致します。（午後7時39分登場）

議長～再開致します。（午後7時39分）

9番～委員会修正案の一部修正案に対し反対致しませ、つづける事と申し上げますのは、一部の人が区民の代表をして、区民の許しませぬ、出した身被えたり、或はこれに便つた陳情書をもつて来るということはどうかと思う、皆に因つて陳情を歎した以上は皆に因つてやるのが当然であります、一部の人があれを提出したからと云う何んで、今後の問題としてこれを努力したと云うことがないと云う意に対しては、あくまでも一部の人の政治であつてはいけないと、この点私権主張するのであります。つまり、あくまでも過去において争奪が起らない様努力したけれども、どうしてか争奪が予想されると云うことであれば、この点も考慮されるべき点もありますが、只幹部の方々が過去において、争奪を理由として陳情したのに對して、一部の幹部が陳情と云う面で反対する、

議長～暫休憩致します。（午後7時49分登場）

議長～再開致します。（午後7時51分）

議長～外にありませんか、なければ討論を打切りたいと懇願しますが、

（異論なしと呼ぶもののあリ）

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ります。

議長～暫休憩致します。（午後7時49分登場）

議長～再開致します。（午後7時51分）

そこで委員会の修正案に対する反対意見はございませんが、

意に対してはむくいる事が出来たんぢやないかと云うふうな事も考えられます。そこで本修正案に対する一部修正案に対して賛成を表明し、そして附帯意見の通り次年度中において根本的な問題として、当局並びに議会も検討を加え。先程反対意見もありました通り、本市の行政機構が確立され、もつとも効果的な行政が執行される様希望を致しまして、本修正案の一部を修正する案に対して賛成するものであります。

議長～暫休憩致します。(午後7時34分)

議長～再開致します。(午後7時39分)

番～委員会修正案の一部修正案に対し反対致します。

と申し上げますのは、一部の人が区民の代表として、区民の許しもなく、出したり変えたり、或はこれに変った陳情書をもつて来るということはどうかと思う。皆に因つて陳情を出した以上は皆に因つてやるのが当然であります。一部の人がこれを提出したにもかかはらず、これを採択して参りましたが、私は反対であります。又この代表者自体が過去にこう云う事があつたからと云う何んで、今後の問題としてこれを努力したと云うことがないと云う点に対しては、あくまでも一部の人の政治であつてはいけないと、この点私は主張するのであります。

あくまでも過去において紛争が起らない様努力したけれども、どうしても紛争が予想されると云うことであれば、この点も考慮されると云う点もありますが、只幹部の方々が過去において、紛争を理由として陳情したのに対して、一部的な陳情とこう云う面で反対する。

議長～暫休憩致します。午後7時40分)

議長～再開致します。(午後7時41分)

議長～外にありませんか、なければ討論を切りたいと思います。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、討論を切ることに致します。

議長～暫休憩致します。(午後7時43分)

議長～再開致します。(午後7時45分)

議長～では本委員会に付します、この問題についての意見を各委員からお聞きする事でござります。そこで最初にまず第一回目の際に対しで質問
議長～委員会の一部修正案を一部修正する際に対して賛成の方意見願ひます。
1番～私はこの問題を聞くと同時に、たゞほんの少しだけでも、この問題に対する意見を述べたい。
議長～委員会の一部修正案を一部修正する際に対しでは、賛成多数にうき否後に承りました。よろしく。

議長～報告第1号、監闇第11号、宜野湾市行政区画設置規程の設定について討論を求めます。

1番～この問題は、了承せられました。
 1番～委員会の修正案に対しましては、先に私が委員会の一部修正案を一部修正する際に対して討論したとおり賛成致します。
 2番～この問題が重要で宜野湾市の行政区画改革を云う重要な案件であるが故に、専属委員会を設置して、充分なる審査をして答申する旨と云う使命を受けて、10月間と云う期間を要し、開業2ヶ月余りの調査の期間を要して、あらゆる角度から検討した結果、委員会案として検察案を一部修正しております。ついて、専属委員会の調査を終じた結果も検査によってまとめて取扱われたのであると、云う事で抜きはその責重を議員をかけて、そして作り上げ専属委員会の報告書でありますので、その報告書そのものもないがしろにしては受けないを云つた趣意立場から、あくまで委員会の審査の経過において終、未端行政機構の有り方について添本的意義一致した見解をもつて申します。専属委員会は、専属委員会も申し上げ通り、一応その選択的な趣に引き上げて行くべき事で、一舉にやると云う事になりますと、相当な混乱も予想され、専属委員会として相当な懸念が予想されると云う事は、委員会の専属委員としてても認めていたので、かかる懸念を少なくし著実な行政運営をなし、恒久的な行政執行の指揮をする上においても、段階を踏んで進めた方が良いと云う趣意立場の報告書の内容であります。過去の審査の経過を充分御理解してもらいまして、この報告書の専属委員一席感めて、この報告書にあるとおり、該委員一部修正して答申することに賛成致します。
 1番～先にも申し上げましたが、委員会案に對して反対であります。とは言ふが、専属委員会案を該当は私持だと云うことが、はつきり見えると感います。
 2番～部活自論と云うもの底に、まことに云う所を取ける実質的な小さい部内における社会能持を保つための方策であると解しやすくなります。
 議長～考え方には到底底り立れない場合に申中央行政が、かかる小さなしゆう落の組織の上にもたらすという事

議長～では表決に付します。

議長～委員会の一部修正案を一部修正する案に対して賛成の方挙手願います。

議長～委員会の一部修正案を一部修正する案に対しては、賛成少數につき否決になりました。

議長～報告第1号、諮問第11号、宣野湾市行政区画設置規程の設定について討論を求めます。

1番～委員会の修正案に対しましては、先に私が委員会の一部修案を一部修正する案に対して討論したとおり反対致します。

4番～この案件が重要で宣野湾市の行政区の改革と云う重要な案件であるが故に、特別委員会を設置して、充分なる審査をして答申すると云う使命を受けまして、10日間と云う日程を要し、尚又2ヶ月余りの調査の期間を要して、あらゆる角度から検討した結果、委員会案としては原案を一部修正してあります。

その調査に要した経費も税金によつてまかなわれたのであると、云う事で我々はその貴重な経費をかけて、そして作り上げた委員会の報告書でありますので、その報告書そのものもないがしろにしてはいけないと云つた様な立場から、あくまでも委員会の審査の経過においては、末端行政機構の有り方について基本的に全員一致した見解をもつております。

先程も申し上げた通り、一応その理想的な線に引き上げて行くためには、一舉にやると云う事になりますと、相当な混らんも予想され、尚又行政執行者として相当な懸念が予想されると云う事は、委員会としても認めているので、かかる懸念を少なくし着実な行政運営をなし、恒久的な行政執行の指揮をする上においても、段階をふんで進めた方が良いという様な趣旨の報告書の内容であります過去の審査の経過を充分御理解してもらいまして、この報告書の通り一応認めて、この報告書にあるとおり、原案を一部修正して答申することに賛成致します。

19番～先にも申し上げましたが、委員会案に対して反対であります。と申し上げますのは、委員会案も結局は現状維持だと云うことが、はつきり云えると思いまいます。

部落自治と云うものは、けいもうにおける実質的な小さい部落内における社会維持を保つための方便であると解しやくします。
従来の考え方方は到底成り立ないんぢないかとこう考えた場合に中央行政が、かかる小さなしゆう落の組織の上にもたらすという事

議長～ではござります。

は今日のしゆう落の形式上非常に困難な点があると、こう考えられますが、かくある困難を克服する手段が植えるにつれて、本えて少なくはならないだろうと、こう思われる。こう云う點を考慮してはたして行政の区画であるかどうか、疑問を最も多くてやまない、従つて皆の行政被あくまで実行に經營關係ある問題、いわゆる組織を作るべきであつて、かかる現状の維持に対してはあくまでも反対であります。

議長～新しい方法、編製が並まれる調査表を編制して行く方がもち論妥だと思っております。

1.6番～赤堀行政の改善と云うことは、委員会の審査過程の期間、その審査過程において発覺わかつてお書きですが、赤堀行政の有り方については只今賛成、反対討論にもありました通り、行政そのものの責任者である赤堀は確かに赤堀にあらざる点があつたと云う事は承認と認めます。しかしそれが赤堀自身運営の問題でありますとて、極めて是に早く問題でございました。委員會において検討會を組織して改進を図らせるものを、そのままもつて衆議場合に行政改進を進めるにあたり見解をもつてあります。

行政改進の立場においての改善措置をおいても、委員会の専門家等意見を相談せねば、新しく赤堀行政の有り方がもつと改善されるにあつては必ず下記で御教諭せれるよう御要請致すと同時に委員会の一部修正案に対する賛成をすらもあつてあります。

議長～外にあり歌謡を、なけれ議論を打ち切りたいと思いますが、

（先生より立場改定を、一回も改定しないでござります）
（坐籠なしと呼ぶるのあり）

議長～御異議が無い者政を認めて時局を評議するときに致しまず。委員に付す。しかし、その際は必ず議論の立場を明確にして、常に

議長～御異議が無い者政を認めて時局を評議するときに致しまず。委員に付す。

議長～では御異議が無い者政を認めて時局を評議するときに致しまず。

議長～異議多數であつたので、御異議主導、實業團體主導、實業團體主導の設立について既に、種々会議のとおり、一部修正して答申することに致します。

議長～先ほどの立場改定を、一回も改定しないでござりますが、

議長～質体應答しまず、本機関の持つ骨子の立場を明確に定めます。

議長～再議致しまず、本機関の持つ骨子の立場を明確に定めます。

4番～緊急財政審議を要す。なるべく速く本機関の持つ骨子の立場を明確に定めます。理由は有年

は今宵のしゆう落の形威上非常に困難な点があると、こう考えられます。ですからかかる困難な点はますます人口が殖えるにつれて、ふえて少なくはならないだらうと、こう思われる。こう云う様な点を考慮してはたして行政の区画であるかどうか。疑問に思っています。従つて市の行政はあくまでも実的に運営出来る様な、いわゆる組織を作るべきであつて、かかる現状の維持に対してはあくまで反対であります。

新しい方法、機関が生まれる間現状を維持して行く方がもち論妥當だと思つております。

16番～末端行政の機構の改善と云うことは、委員会の審査過程の期間、その審査過程において充分わかつておますが、末端行政の有り方については只今賛成、反対討論にもありました通り、行政そのもの自体執行当局において非常にあいまいな点があつたと云う事は云えると思います。しかしこれが非常に身近かな問題であります。直ぐ住民に響く問題でございまして、委員会において検討された担当官制度と云うものを、そのままもつて来た場合に行政にマジを生ずると云う見解をもつものであります。

行政を行う立場においての執行権者においても、委員会の充分な附帯意見を幅広く検討されて、新しい末端行政の有り方がもつとありはしないか。もつとほり下げる御検討されるよう御要望致すと同時に委員会の一部修正案に対して賛成をするものであります

議長～外にありませんか、なければ討論を打切りたいと思いますが。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。表決に付す。

議長～では委員会の一部修正案に対して賛成の方举手願います。

議長～賛成多数でありますので、諮問第11号、宜野湾市行政区画設置規程の設定については、委員会案のとおり、一部修正して答申することに致します。

議長～暫休憩致します。午後8時3分

議長～再開致します、午後8時5分

4番～緊急動議を提出致します。

かん害対策委員会設置を要請する緊急動議であります。理由は何年

來かつてない處の異状かんぱつによつて、琉球全體に深刻な問題として取り上げられ、非常事態におち入つている事は御承知の通りであります。その非常事態に備えで軍当局、政府はもちろん立法院におきましても、何よりも優先してかん害対策を樹立すべきだと云う種な趣が打附されでい寧々、従いまして、本市においても早急にその対策を立て最悪に備えるべきであります。よつて当局並びに議会から選任して、その対策委員会を構成し、もつて万全を期したと思つております。従いまして本問題は緊急を要すると云う意味をもちまして、動議を提出し、皆様方の御協力をお願い致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今より委員よりかん害対策委員会設置方について、動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お諮り致します。日程追加をして審議するかどうか。

(反対なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、決議案第2号、かん害対策委員会設置要請決議案については、日程第6に追加願います。

議長～日程第5、報告第3号、本土研修視察報告について、団長の報告を承ります。

一応書記をして朗読せしめます。

主査～御報告申し上げます。去つた9月9日に我々船員7名、本土研修に行つて参りました。

～暑い中を指揮方がわざわざ那覇港まで舟送りして戴き、かつ又船の腹も御出迎えて戴き、一同にかわつて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

～大体結果は報告書にまとめてありますので、報告書を御覧になつて、お聞きした方がありましたら、お答えする所であり、かつ又皆様方の要望でもありますて、是非報告会を開けとの事でも御理解いたしましたら、その要望にお答えしたいと思つております。

一応はこの報告書を読んで戴くと云うことにして、報告を終ることと致します。

議長～日程第6、決議案第2号、あん害対策委員会設置要請決議案についてを議題と致します。計上一議題は本日の所で、暫時休憩

来かつてない処の異状かんばつによつて、琉球全般に深刻な問題として取り上げられ、非常事態におち入つている事は御承知の通りであります。その非常事態に備えて軍当局、政府はもちろん立法院におきましても、何よりも優先してかん害対策を樹立すべきだと云う様な線が打画されています。

従いまして、本市においても早急にその対策を立て最悪に備えるべきであります。よつて当局並びに議会から選任して、その対策委員会を構成し、もつて万全を期したと思つております。従いまして本問題は緊急を要すると云う意味をもちまして、動議を提出し、皆様方の御協力をお願い致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今4番議員よりかん害対策委員会設置方について、動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お詫び致します。日程追加をして審議するかどうか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、決議案第2号、かん害対策委員会設置要請決議案については、日程第6に追加願います。

議長～日程第5、報告第3号、本土研修視察報告について、団長の報告を求めます。

一応書記をして朗読せしめます。

19番～御報告申し上げます。去つた3月4日に我々総員7名、本土研修を行つて参りました。

暑い申を皆様方がわざわざ那覇港まで見送りして戴き、かつ又帰の際も御出迎えして戴き、一同にかわつて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

大体結果は報告書にまとめてありますので、報告書を御覧になつて、お聞きしたい処がありましたら、お答えする考であり、かつ又皆様方の要望でもあります、是非報告会を開けとの事でも御座いましたら、その要望にお答えしたいと思つております。

一応はこの報告書を読んで戴くと云うことにして、報告を終ることに致します。

議長～日程第6、決議案第2号、あん害対策委員会設置要請決議案についてを議題と致します。

議長～提案者の趣旨説明を承ります。おはつて、本会議場にて御質問を承ります。この件につきましては、議論の範囲外であると判断いたしましたが、いかでござるか。この件につきましては、議論の範囲外であると判断いたしましたが、いかでござるか。

4番～議論範囲の場合に説明車両上げた通り、議員内閣については、御承知かと存じます。この対策委員会の設置要請であれば、当然当局と議会両方面からメンバーを構成しまして、市内において、このかんばつ被騒がとの届度を取る事、又報道陣からも説明されて、いる水道が止るかわからないので、それに備えるため、準備検査、それから雨は降つたとしても、このかんばつに依る被騒が甚大である事が想定されますので、それに対する今後の対策について、議論的立場をし、それに相応する対策を樹立すると云う様な趣旨内容であります。

議長～本題についても、あくまでも当局を中心として議論からも加えて盛りたいと思ひます。

議長～本題に関する質疑を承ります。いかでござるか。

議長～本題に対する質疑、西脇省略の件がありますが、省略することに御異議を述べられますか。

（異議なしと呼ぶものあり）議長～本題に対する質疑を承ります。いかでござるか。

議長～御異議がないものと認め、質疑、討論を省略することに致します。

議長～本題に対する質疑を承ります。いかでござるか。

議長～本題に対する質疑を承ります。いかでござるか。

議長～本題に対する質疑を承ります。いかでござるか。

議長～本題に対する質疑を承ります。いかでござるか。

議長～本題に対する質疑を承ります。いかでござるか。

議長～本題に対する質疑を承ります。いかでござるか。

議長～本題に対する質疑を承ります。いかでござるか。

議長～本題に対する質疑を承ります。いかでござるか。

議長～本題に対する質疑を承ります。いかでござるか。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

4番～動議提出の場合に説明申し上げた通り、趣旨内容については、御承知かと存じます。この対策委員会の設置構成でありますと、当然当局と議会両方からメンバーを構成しまして、市内において、このかんばつの被害がどの程度あるか、又何階層から給水されている水道が止るかわからないので、それに備える処の準備対策。それから雨は降つたとしても、このかんばつに依る被害が甚大であると想定されますと、それに対する今後の処置について、総合的な調査をし、それに相応する対策を樹立すると云う様な趣旨内容であります。
構成については、あくまでも当局を中心として議会からも加えて載きたいと思います。

議長～本案に対する質疑を認ます。

議長～本案に対する質疑、討論省略の声がありますが、省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、質疑、討論を省略することに致します

議長～では決議案第2号、かん害対策委員会設置要請についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、決議案第2号、かん害対策委員会設置要請方についてを原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後9時13分)

議長～再開致します。(午後9時15分)

議長～以上もちまして本会議の全行程終了致しましたので、第3回宣野湾市議会臨時会を閉会することに致します。
2日前にわたり慎重なる御審議をして戴きどうも御苦労様でした
閉会(午後9時15分)

上会議の實録は筆記の記載したものであるが、その内容の正確であること
を証する易い點、とてに頗るある。

1963年8月25日開会式典と並行して、本院にて、宣誓式にて、
この一冊を手に取る。筆記によると、宣誓式は、各議員が、
議院に於ける議事の運営方針を定め、議院の運営に於ける、各議員の
意図を明確にする所である。筆記によると、宣誓式は、議院の運営に
於ける、各議員の意図を明確にする所である。

宣誓式には、議長、副議長、議院監査委員長、議院監査員

議院監査員長、議院監査員、議院監査員、議院監査員、議院監

査員長、議院監査員、議院監査員、議院監査員、議院監査員、議院監

安明 姜室

咸昌 宮城

上会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であること
を証するため、ここに署名する。

1963年5月30日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員 安明 姫室

議事録署名議員 畠山 勝昌